



平成 25 年 1 月 24 日

各 位

会社名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 和利
(コード番号：6448 東証・名証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 加藤 和利
(TEL 052-824-2072)

株式会社ニッセイ株式に対する公開買付けの結果 及び子会社の異動に関するお知らせ

ブラザー工業株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 12 月 4 日開催の取締役会において、株式会社ニッセイ（コード番号：6271 東証・名証各第二部、以下、「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 24 年 12 月 5 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 25 年 1 月 23 日を以って終了いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 25 年 1 月 30 日（本公開買付けの決済の開始日）付で対象者は当社の連結子会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

． 本公開買付けの結果について

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

ブラザー工業株式会社
愛知県名古屋市瑞穂区苗代町 15 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社ニッセイ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,162,200 株	7,608,500 株	10,162,200 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,608,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,162,200 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあり

ます。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成24年12月5日(水曜日)から平成25年1月23日(水曜日)まで(30営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,100円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(15,786,426株)が買付予定数の上限(10,162,200株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年1月24日に株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	15,786,426株	10,162,291株
新株予約権証券	株	株
新株予約権付社債券	株	株
株券等信託受益証券 ()	株	株
株券等預託証券 ()	株	株
合計	15,786,426株	10,162,291株
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	65,232個	(買付け等前における株券等所有割合 23.54%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	12,380個	(買付け等前における株券等所有割合 4.47%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	166,855個	(買付け等後における株券等所有割合 60.22%)

買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	5,337 個	(買付け等後における株券等所有割合 1.93%)
対象者の総株主等の議決権の数	277,094 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年11月14日に提出した第105期第2四半期報告書（以下、「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（15,786,426株）が買付予定数の上限（10,162,200株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとししました。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

決済の開始日

平成25年1月30日（水曜日）

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成 24 年 12 月 4 日付で公表した「株式会社ニッセイ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

ブラザー工業株式会社 東京支社

(東京都中央区京橋三丁目 3 番 8 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号)

． 子会社の異動について

1. 異動の理由

本公開買付けの結果、対象者は平成 25 年 1 月 30 日（本公開買付けの決済の開始日）付で当社の連結子会社となる予定です。

2. 異動する子会社の概要

名 称	株式会社ニッセイ		
所 在 地	愛知県安城市和泉町井ノ上 1 番地 1		
代表者の役職・氏名	代表執行役 執行役社長 藤井 明		
事業内容	減速機、歯車の製造・販売並びに不動産賃貸事業		
資 本 金	3,475 百万円（平成 24 年 9 月 30 日現在）		
設 立 年 月 日	昭和 17 年 3 月 12 日		
大株主及び持株比率 （平成 24 年 9 月 30 日現在）	ブラザー工業株式会社	22.34%	
	株式会社ニッセイ	5.00%	
	日本生命保険相互会社	3.72%	
	ニッセイ取引先持株会	3.64%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.61%	
	安井 寛子	2.99%	
	住友生命保険相互会社 （常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	2.68%	
	株式会社三井住友銀行	2.12%	
	安井 兼義	1.96%	
	安井 正治	1.33%	
上場会社と対象者の関係			
資 本 関 係	当社は、対象者株式を 6,523,267 株（平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 29,194,673 株（自己株式数（1,460,400 株）及び単元未満株式数（24,873 株）を含みます。）に対する所有割合 22.34%（小数点以下第三位を四捨五入）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。		
人 的 関 係	当社の執行役員 1 名（長谷川友之）が対象者の社外取締役を兼務しております。		
取 引 関 係	当社は、対象者から減速機・歯車等の製品を購入しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当しません。		
対象者の最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態			
決 算 期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連 結 純 資 産	41,671 百万円	42,535 百万円	42,801 百万円
連 結 総 資 産	45,272 百万円	47,103 百万円	46,807 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	1,502.48 円	1,533.65 円	1,543.26 円
連 結 売 上 高	10,380 百万円	14,362 百万円	15,256 百万円
連 結 営 業 利 益	455 百万円	1,357 百万円	1,455 百万円
連 結 経 常 利 益	25 百万円	1,615 百万円	1,752 百万円
連 結 当 期 純 利 益	154 百万円	971 百万円	1,034 百万円

1株当たり連結当期純利益	5.57円	35.03円	37.30円
1株当たり配当金	10.00円	18.00円	21.00円

(注)「⑦大株主及び持株比率(平成24年9月30日現在)」における持株比率は、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(29,194,673株)に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)を記載しております。

3. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	6,523,267株 (議決権の数:65,232個) (所有割合:22.34%)
(2) 取得株式数	10,162,291株 (議決権の数:101,622個) (発行済株式数に対する割合:34.81%) (取得価額:11,178百万円)
(3) 異動後の所有株式数	16,685,558株 (議決権の数:166,855個) (所有割合:57.15%)

(注1)「所有割合」及び「発行済株式数に対する割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(29,194,673株)を分母として計算しております。

(注2)「所有割合」及び「発行済株式数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動の日程(予定)

平成25年1月30日(水曜日)(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

当該子会社の異動が当社の連結業績に与える影響については、現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上